

振興基準の改正を踏まえた パートナーシップ構築宣言のひな形改正について

2025年6月

中小企業庁

パートナーシップ構築宣言のひな形改正について

- パートナーシップ構築宣言は、「発注者」の立場から、「代表者の名前」で、「サプライチェーン全体の付加価値向上や振興基準・望ましい取引慣行の遵守等について自主的に宣言・公表することで、取引適正化に関する社内への意識徹底、取引先からの取組の見える化等を図り、サプライチェーン全体の共存共栄を図る取組。
- パートナーシップ構築宣言のひな形は、振興基準を引用しているところ、振興基準の改正を踏まえ、ひな形を改正する。あわせて、ひな形制定時（2020年）からの時代変化や運用上の課題を踏まえた改正も行う。

改正内容

	背景	改正内容
サプライチェーンとの連携	振興基準前文において、「サプライチェーンの深い層」も含めて、サプライチェーン全体の共存共栄の必要性を謳うこととなった。	「サプライチェーンの深い層」の用語を用いる形に改正。
テレワーク導入とBCP	ひな形制定時がコロナ禍中であったことから、定型部分において「取引先のテレワーク導入やBCP策定の助言等の支援」の記述があるも、現在は状況が変化。	テレワーク導入支援等について、定型部分からは削除し、各企業がサプライチェーンの共存共栄を目指して取り組む事項として選択して記載する個別項目に盛り込む。
振興基準全体の遵守	• 現行ひな形は、振興基準を一部抜粋・要約し、ひな形に直接記載。 • 直接記載部分のみ遵守すればよいとの誤解から、振興基準に反する記載に修正して申請を行う企業も見受けられる。	• 今回の法改正により、企業による振興基準全体の理解がますます重要になるため、振興基準全体を遵守する旨をシンプルに明確化。 • 事業者には振興基準の理解を徹底させるため振興基準の内容を理解した上で宣言する旨の記述を追加。
法改正に伴う用語の変更	改正受託中小企業振興法成立に伴い、「下請」等の用語が変更される。	所要の用語改正を行う。

【参考】「パートナーシップ構築宣言」ひな形改正案

パートナーシップ構築宣言ひな形 新旧対照表（1/2）

改正後	改正前
表題 「パートナーシップ構築宣言」のひな形（2026年1月版） 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携 <u>直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけること</u> により、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。 （個別項目） a.企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援、<u>取引先のテレワーク導入支援</u> 等） （個別項目） f.BCP/事業継続（<u>取引先の災害時等の事業継続計画策定の助言</u> 等） 2. 「振興基準」の遵守 <u>発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）</u> を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。 2. 「振興基準」の遵守 ※「<u>中小受託取引以外の企業間取引</u>についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意する」場合には、その旨記載ください。	表題 「パートナーシップ構築宣言」のひな形（2025年6月版） 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携 <u>直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）</u> ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。<u>その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。</u> （個別項目） a.企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等） 追加 2. 「振興基準」の遵守 <u>親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）</u>を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。 2. 「振興基準」の遵守 ※「<u>下請取引以外の企業間取引</u>についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意する」場合には、その旨記載ください。

【参考】「パートナーシップ構築宣言」ひな形改正案

パートナーシップ構築宣言ひな形 新旧対照表（2/2）

改正後	改正前
2. 「振興基準」の遵守 削除	2. 「振興基準」の遵守 ①価格決定方法 不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。 ※「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づく自社の取組方針をパートナーシップ構築宣言に盛り込む場合は、①に追記してください。また、独自に文書等を作成されている場合は別紙として添付してください。具体的な記載方法については、記載要領及びFAQをご確認ください。 ②型管理などのコスト負担 「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。 ※型とは、金属、プラスチック、ゴム、ガラス等を素材（原料）とする製品の成形加工に用いられる金型、樹脂型、木型等の型又は治具のことです。 ※型を活用した取引を行っていない場合には、この項目を除外してください。 ③手形などの支払条件 下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。 ※手形等には一括決済方式又は電子記録債権を含みます。 ④知的財産・ノウハウ 「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。 ⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ 取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者が取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。
（署名欄） 受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言をします。	追加